

令和元年度事業方針大綱

今年度は、「平成」から「令和」に改元された筋目の年であります。また、土地家屋調査士にとっては制度制定70周年という年でもあります。

そのような年度の中、近時の土地家屋調査士を取り巻く状況の変化を踏まえ、土地家屋調査士について、その専門職者としての使命を明らかにするため、現在、土地家屋調査士法の改正がなされようとしている。第1条は下記のとおり「土地家屋調査士の使命」が記載され、私たち土地家屋調査士の社会的使命を明確にしている。

記

第1条 土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

今年度、連合会の事業案としては、「変則型登記の解消」を含む所有者不明土地問題対策推進事業に力を入れる。又、土地家屋調査士制度制定70周年記念事業として名称 登記制度創造プロジェクト～ランドマークを利用して将来の登記制度を考える～等執り行っていくということである。尚、「調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」が継続事業であり、「境界紛争ゼロ宣言!!」の発信も継続して進め、新しい時代に対応できる計画案が検討されている。

県会では、今年度も更なる土地家屋調査士制度の充実・発展を目指し、会員一人ひとりの業務の改善進歩、事務所運営の充実を図り、県民からより高い信頼を獲得するための環境づくりに向け、下記のことを重点に会務の運営にあたる。

1. 会運営基盤・事務の効率化の促進

- 会の健全運営を諮るとともに、事務の更なる効率化と迅速な情報伝達を図る

2. 制度広報の推進

- 効率的な制度広報・啓蒙活動を推進する

3. 研修体制の強化・充実

- 時代の流れに合わせて、専門性を活かし国民の負託に応えられるよう資質の向上を図るとともに、会員の適正業務を保つため研修の充実・強化を図る

4. 土地家屋調査士制度に関連する諸機関との協議を図る

- 土地家屋調査士制度の維持発展のため、関係官庁との協議を図る

5. 各種関係団体との連携

- 政治連盟や関連団体との連携を諮り、情報を収集・分析を行い土地家屋調査士制度の維持発展に努める